

## 第二次松阪市地域公共交通計画策定業務 プロポーザル方式採用基本方針

### 1. プロポーザル方式採用理由

本市における地域公共交通は、人口減少や少子高齢化の進行、さらには生活様式の変化等により、利用者の減少とそれに伴う地域公共交通の衰退という深刻な課題に直面している。これらの課題に対して、将来にわたって持続可能な交通ネットワークを再構築するためには、公共交通のリ・デザインが必要不可欠である。国土交通省が示す地域公共交通計画のアップデート指針においても、客観的なモビリティデータの活用による交通空白地の可視化や、医療・福祉・教育等の多様な関係者との連携を促す「司令塔」としての役割が次期計画には求められている。

事業の実施に当たって、公共交通のみならず、スクールバスやスクールタクシー、福祉有償運送など地域にある輸送資源を活用した移動手段のあり方等を検討していくことから、松阪市の地域特性を十分に把握した上で、公共交通の活性化やまちづくりに関する幅広い知識、経験による有用性や実現性、独自性が高い企画提案が求められることから、公募により複数の者から企画を提案いただき、審査の上、事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」にて実施することとする。

### 2. 期待できる効果

専門的な事業者へ委託することで、データに基づく客観的なモビリティ分析により、真に支援が必要な交通空白地や潜在的ニーズを的確に可視化できる。また、交通事業者や異分野の関係者との円滑な合意形成を通じて、地域の移動実態に即した実効性の高い計画策定が可能となる。プロポーザルとすることで、より効率的で持続可能な移動手段の構築に向けた、専門的見識や経験に基づく幅広い企画提案が期待できる。

### 3. 事業スケジュール

令和8年4月～5月：実施要領策定・関係各課協議・公告

令和8年6月：審査～契約

令和8年7月：業務開始

令和8年8月～12月：計画策定に係る調査

令和9年3月27日まで：計画素案作成

### 4. 審査方法

優れた企画力、分析力、経験等をもつ事業者を選定するとともにその選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、書類による選考と必要に応じてヒアリングやプレゼンテーション等を実施し、この業務に最も適した事業者を選定することとする。